

都市計画素案に対する公述の申出について

川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）ほか関連案件

(1) 公聴会の日時及び場所

- ・ 日 時 令和8年2月26日（木）午後7時
- ・ 場 所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室（川崎区宮本町1）

※ 公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

(2) 公述人の資格

公述できる方は、川崎市民及び利害関係人（川崎市内の土地に法律上の権利関係を有する方や法人等）です。

(3) 公述申出書の提出先及び提出方法

公聴会での公述を希望される方は「公述申出書」を以下の提出先まで持参もしくは郵送していただくか、市ホームページから提出してください。（FAXや電子メール等での受付は行っておりません）

※氏名、住所、意見の要旨等を記入いただければ書式は自由ですが、裏面の参考書式（HPでも入手可）をご利用ください。

※市ホームページの専用フォームからも申出ができます。

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(4) 申出期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月10日（火）まで。

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時（郵送の場合は令和8年2月10日消印まで有効）

(5) 公述人の決定

公述の申出が多数のときは抽選で選定させていただきます。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知いたします。また、公述時間は1人15分以内です。（公述人多数の場合は変更あり）

(6) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。なお、公聴会開催の有無を御確認いただく場合は、都市計画課へお問合せください。また、お車での来場はご遠慮ください。

(7) 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催いたしません。その場合は、令和8年2月19日（木）頃までに、都市計画課のホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。

(8) 公述意見に対する市の考え方

公述意見に対する市の考え方とは、後日、公述意見の要旨とともに、公述された方に通知するとともに、都市計画課のホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館において、1か月公表いたします。

お問合せ先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（Tel 044-200-2712）

川崎市ホームページより「都市計画案件」と検索してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-1-1-3-0-0-0-0.html>



公　述　申　出　書

(宛先　川崎市長)

令和　年　月　日

次の都市計画の素案に対し、意見を述べたいので申出ます。

■ 都市計画案件の名称

川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）ほか関連案件

■ 公述申出人

住　所　〒

電話番号

(ふりがな)

氏　名

又は名称

■ 都市計画素案に係る利害関係（本市に住所を有しない方のみ記載ください。）

※該当するところにチェックを入れてください。

□本市に所有権などの権利を有する者 [□所有権、□地上権、□その他（　　）]

□その他（　　）

■ 意見の要旨

項目

説明

項目

説明

項目

説明

※注意

- ・意見の要旨については、楷書横書きで簡潔にまとめてください。
- ・説明欄に収まらない場合は、別紙に御記入ください。
- ・都市計画の素案に直接関係がない意見については、述べることができません。